

# 東海市国際交流協会会則

(名称)

第1条 この協会は、東海市国際交流協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を東海市中心四丁目2番地（東海市立商工センター内）に置く。

(目的)

第3条 協会は、市民の国際理解を深め、産業、文化、スポーツ、教育等幅広い分野における国際交流活動を通じて、世界の様々な国や地域の市民との相互理解に基づく対等な立場での友好関係を促進し、国際親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画及び実施
- (2) 国際交流に関する情報の収集及び提供
- (3) 国際交流に関する知識の普及及び啓発
- (4) 国際交流関係団体との連絡調整及び協力
- (5) その他協会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 協会は、第3条に掲げる目的に賛同する個人、法人及び団体をもって組織する。

(入会及び退会)

第6条 協会の入会及び退会は、別に定める様式により、会長に届け出るものとする。

(役員)

第7条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 理事及び監事は、総会で選任し、会長及び副会長は、理事の互選により定める。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第9条 会長は、協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、協会に関する事項を審議し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、協会の会計及びその他の事務を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

(名誉会長及び顧問)

第12条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、会長の相談に応じ、会議に出席して意見を述べるができる。

(会議)

第13条 会議は、総会、理事会及び運営委員会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会及び理事会は、会長が招集し、運営委員会は、その長が招集する。

3 やむを得ない理由により総会又は理事会に出席できない会員又は理事は、他の会員又は理事を代理人として表決権の行使を委任することができる。

4 総会及び理事会の議長は、会長がこれに当たる。

5 総会及び理事会の議事は、別に定める場合を除くほか、委任を含む出席者の過半数の同意をもって決する。この場合において、議長は、会員又は理事として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 監事は、会長の求めに応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

3 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 会則の変更に関すること。

(4) その他協会の運営に関する重要な事項で、理事会が必要と認めたものに関すること。

(理事会)

第15条 理事会は、第7条第1号から第3号までに規定する者をもって構成する。

2 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 理事会は、前条第3項及び前項の規定にかかわらず、総会を招集するいとまがない等特別な事情がある場合にあっては、前条第3項第1号に規定する事項のうち事業計画の変更及び予算の補正に関することについて議決することができる。

4 理事会は、前項の規定により議決したときは、総会においてその旨報告しなければならない。

(運営委員)

第16条 事業を円滑に実施するため、協会に運営委員を置き、会員で事業の企画運営に熱意を有するもののうちから会長が委嘱する。

2 運営委員は、理事会を補佐し、会務を分担する。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、理事会の指示に基づき事業を執行する。

2 運営委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第18条 協会の経費は、会費、市補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第19条 会費は、次に掲げる区分により、当該各号に定める額とし、年度途中に入会する場合にあっても同様とする。

(1) 個人会員

ア 一般 年額(1口) 2,000円

イ 満18歳以下の者 年額(1口) 1,000円

ウ 外国人 年額(1口) 1,000円

(2) 法人会員 年額(1口) 10,000円

(3) 団体会員 年額(1口) 5,000円

2 年度途中において退会する者の会費は、返還しないものとする。

(予算及び決算)

第20条 協会の収支予算は、総会(第15条第3項を適用する場合にあっては、理事会)の議決により定め、収支決算及びこれに関するすべての会計報告は、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度の始まる日から当該年度の総会までの間は、会長の指示により、当該年度の予算を執行することができるものとする。

(会計年度)

第21条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第22条 協会の庶務及び会計事務を処理するため、東海市企画部秘書課内に事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置き、その任免は、会長が行う。

(雑則)

第23条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成5年7月6日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。
- 3 協会の設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、この会則施行の日から平成6年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成6年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年5月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年5月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年5月25日から施行する。

東海市国際交流協会会則第12条に規定する

### 東海市国際交流協会顧問

氏名	職
鈴木 淳雄	市長
井上 正人	市議会議長
工藤 政明	市議会副議長
神野 博史	県議会議員
佐波 和則	県議会議員

### 東海市国際交流協会名誉会長

氏名	備考
渡辺 春江	前会長

## 東海市国際交流協会表彰規程

(目的)

第1条 東海市国際交流協会（以下「協会」という。）が実施する国際交流事業に貢献しその功績の顕著な個人又は団体・企業に対し、この規程の定めるところにより表彰を行なう。

(被表彰者の決定)

第2条 表彰の対象とする個人又は団体・企業については、理事会で審議し決定する。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、原則として総会の際に行う。

2 協会は、表彰を受ける者に対し、協会会長名による表彰を行なうこととする。

(表彰の基準)

第4条 表彰の対象となる活動は、過去5年以上にわたり行われ、協会の実施する事業や、市民の国際理解の促進に貢献していると認められる者で、次に該当しない活動とする。

- (1) 営利目的の活動又は営利につなげるための活動
- (2) 宗教活動につなげるための活動
- (3) 政治活動につなげるための活動

2 過去にこの表彰を受けたことがあるものは、同一の活動に関し、再度表彰を受けることができないものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、平成26年8月4日から施行する。